

第5回浦河町教育委員会会議（定例会）議案

日 時 令和2年4月23日(木)
午後3時30分より
場 所 大会議室

1 会議録署名委員指名の件

2 行政報告及び行事予定

別 紙

3 議 案

議案第11号 浦河町立郷土博物館協議会委員（兼）浦河町立郷土文化伝習館協議会委員の委嘱について

議案第12号 新型コロナウイルス感染症対策のための一斉臨時休業期間等における浦河町立学校職員の在宅勤務実施要領制定の件

4 報 告

浦河町ふれあい会館運営委員の委嘱について

教育行政報告

自：令和2年3月27日

浦河町教育委員会

至：令和2年4月23日

月	日	事 項
4	1	「浦河町特別アドバイザー」B☆B 辞令交付（於：役場）
		特別支援教育支援員・日本語支援員研修会 12名参加（於：役場）
	3	教職員辞令交付式（於：文化会館）
	7	全小中学校始業式 全中学校、浦河小学校、浦河東部小学校、荻伏小学校入学式
	8	堺町小学校入学式
	10	第1回日高管内教育委員会教育長会議（於：文化会館）
		日高管内公立小・中学校長会議（於：文化会館）
	18	基幹集落センター堺町会館臨時休館（5/6まで）
	20	全小中学校臨時休校（5/6まで）

行 事 予 定

令和2年

3月

3月			
6	金		
7	土		
8	日		
9	月		
10	火	浦河町議会（～16日）	9:00 役場
11	水		
12	木		
13	金	一中・二中・荻中卒業式	
14	土		
15	日		
16	月		
17	火		
18	水		
19	木	堺小・東部小・荻小卒業式	
20	金		
21	土		
22	日		
23	月	浦小卒業式	
24	火	町内小中学校臨時休業（2/27から）	
25	水	町内小中学校春休み	
26	木		
27	金		
28	土		
29	日		
30	月		
31	火		

議案第 1 1 号

浦河町立郷土博物館協議会委員（兼）浦河町立郷土文化伝習館
協議会委員の委嘱について

浦河町立郷土博物館条例（昭和 3 9 年条例第 1 6 号）第 5 条第 1 項の規定に基づ
く浦河町立郷土博物館協議会委員及び浦河町立郷土文化伝習館条例（昭和 6 0 年条
例第 1 8 号）第 4 条第 2 項の規定に基づく浦河町立郷土文化伝習館協議会委員に下
記の者を委嘱するものとする。

令和 2 年 4 月 2 3 日 提出

浦河町教育委員会教育長 浅野 浩 嗣

記

浦河町立郷土博物館協議会委員（兼）
浦河町立郷土文化伝習館協議会委員 別紙のとおり

議案第12号

新型コロナウイルス感染症対策のための一斉臨時休業期間等における浦河町立
学校職員の在宅勤務実施要領制定の件

新型コロナウイルス感染症対策のための一斉臨時休業期間等における浦河町立
学校職員の在宅勤務実施要領を別紙のとおり制定するものとする。

令和2年4月23日提出

浦河町教育委員会教育長 浅野 浩 嗣

新型コロナウイルス感染症対策のための一斉臨時休業期間等における浦河町立学校職員の在宅勤務実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、新型コロナウイルス感染症対策のための一斉臨時休業期間等における浦河町立学校職員の在宅勤務（以下「在宅勤務」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象職員)

第2条 在宅勤務の対象職員は、次のとおりとする。

- (1) 新型コロナウイルス感染症対策により臨時休業（長期休業期間の初日の前日に臨時休業であった場合は当該長期休業期間中も臨時休業とみなす。）となった小学校（義務教育学校の前期課程を含む）、特別支援学校、幼稚園、保育所等に在籍する子を養育する職員（在宅勤務を希望しない者を除く。）
- (2) 海外から帰国した職員で帰国後14日間を経過していない職員
- (3) 新型コロナウイルス感染症の影響により、介護が必要な親族の介護を行う必要があるため、出勤が困難である職員
- (4) 妊娠中の職員や重症化しやすい基礎疾患を持つ職員など、在宅勤務の実施が新型コロナウイルス感染症の感染リスク低減に資する職員
- (5) 通勤時に公共交通機関を利用する職員で、在宅勤務の実施が新型コロナウイルス感染症の感染リスク低減に資する職員
- (6) 職員室が狭量などの理由により、新型コロナウイルス感染症の感染リスク対策が必要と校長が判断した職員
- (7) 前6号に掲げるもののほか、教育長が特に必要と認める職員

(対象業務)

第3条 在宅勤務の対象業務は、次のとおりとする。

- (1) 臨時休業期間中における家庭学習教材の作成
- (2) 教材研究（授業準備、指導案の作成）
- (3) 次年度の教育計画の作成
- (4) 分掌業務
- (5) 成績処理、指導要録等の作成に関する業務
- (6) その他実施期間中に行わなければならない業務

(勤務時間)

第4条 在宅勤務日の1日の勤務時間は、7時間45分とする。

2 災害事故休暇等の休暇の併用は可能とする。

(勤務命令)

第5条 在宅勤務の実施単位は1日又は1時間単位とし、校長は、在宅勤務で従事する業務量を指定して、別記様式1「在宅勤務命令簿」により命ずるものとする。

(在宅勤務実施場所)

第6条 在宅勤務を実施する場所は、在宅勤務を行う職員（以下「実施職員」という。）の自宅又は家族の住居（以下「自宅等」という。）に限るものとする。

(個人情報の取扱い)

第7条 個人情報等を含む業務を行う場合は、家族を含め第三者に業務の情報が漏洩することのないよう、細心の注意を払うものとする。

(実施報告)

第8条 実施職員は在宅勤務の実施後の直近の勤務日に別記様式2「在宅勤務実施報告書」を校長に提出するものとする。

(校務用パソコン等の持ち帰りによる業務の処理)

第9条 実施職員は、校長の承認を得て、在宅勤務の実施に必要な最小限の文書を自宅等に持ち帰ることができる。

2 実施職員は、職場の校務用パソコン（ログインパスワードが設定されているものに限る。以下「職場パソコン」という。）を自宅等に持ち帰り、業務を処理することができる。

3 実施職員は、前項の規定により職場パソコンを自宅等に持ち帰る場合、校長の承認を得て、在宅勤務の実施に必要な最小限の電子データを当該職場パソコンに記録することができる。当該電子データに対してパスワード設定又は暗号化等の処理を行うものとする。

4 実施職員は、次の事項を遵守しなければならない。

ア 職場パソコンの紛失、破損等が発生しないよう適正に管理すること。

イ 個人情報等のセキュリティ対策をすること。

ウ 個人所有のUSB等の外部記録媒体、LANケーブル、無線ルータ、スマートフォン等の通信機器を接続しないこと。

5 実施職員は、情報資産に関する障害及び事故が発生した場合には、速やかに校長に報告するものとする。

6 校長は、前項の規定により実施職員から報告を受けた場合には、速やかに教育長に報告しなければならない。

(出勤簿の整理)

第10条 在宅勤務日における出勤簿の整理用語は、「在宅勤務」とする。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、在宅勤務の実施に関して必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要領は、公布の日から施行する。

(説明)

新型コロナウイルス感染症（以下、「感染症」という。）のまん延を防止することを目的として学校職員の在宅勤務実施するため新たに要領を制定するものです。

1. 実施日 令和2年4月 日

2. 実施方法等について

(1) 在宅勤務命令及び実施報告について（第5条及び第8条）

「在宅勤務命令簿」（別記様式1）により、「校長」から「職員」に対し
勤務命令



「職員」は「在宅勤務実施報告書」（別記様式2）により、「校長」に提出

(2) 対象職員について（第2条）

- ①感染症により臨時休業となった小学校等に在籍する子を養育する職員
- ②海外から帰国した職員で帰国後14日間を経過していない者
- ③感染症の影響により、介護が必要な親族の介護を行う必要があるため、出勤が困難である職員
- ④妊娠中や重症化しやすい基礎疾患を持つ職員で、在宅勤務が感染リスク低減になる職員
- ⑤通勤時に公共機関を利用する職員で、在宅勤務が感染リスク低減になる職員
- ⑥職員室が狭量などの理由により、職員の感染症リスク低減に必要と校長が判断した職員
- ⑦上記①から⑥以外で教育長が特に必要と認める職員

3. 対象業務（第3条）

- ①臨時休業期間中における家庭学習教材の作成
- ②教材研究（授業準備、指導案の作成）
- ③次年度の教育計画の作成
- ④分掌業務
- ⑤成績処理、指導要録等の作成に関する業務
- ⑥その他実施期間中に行わなければならない業務

4. 勤務時間について（第4条）

7時間45分

5. 勤務場所（第6条）

自宅又は家族の住居

6. 個人情報等のセキュリティ対策について（第7条及び第9条）

- ① 家族を含め第三者に業務情報が漏洩しないこと細心の注意を払うこと
- ② 校務用パソコンの持ち帰りについて
 - ア ログインパスワードが設定されていること
 - イ 電子データはパスワード又は暗号化等の設定処理を行うこと
 - ウ 個人のUSB等の外部記録媒体、自宅等のネット環境に接続しないこと
- ③ 事故等が発生した場合は、速やかに校長に報告すること。また、校長も速やかに教育長に報告すること